

## 国保医療課からのお知らせ

# ～春は就職、進学等の季節です。対象となる方は手続きを忘れずに～

国民健康保険の加入者や医療費助成を受けている方が、就職・進学・転居等をする場合、手続きが必要です。届出について不明な点や、仕事の都合などで来庁ができない場合など、困りごとがありましたらお気軽にご相談ください。なお、全ての届出には、顔写真付きの本人確認書類（マイナンバーカードなど）が必要となります。

届出が必要なとき	届出に必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職場の健康保険に加入したとき</li> <li>● 家族の健康保険の扶養になったとき</li> </ul> ※医療費受給者証をお持ちの方は保険の変更があった場合、必ず手続きが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たに加入した保険証 ※国民健康保険加入者は、国民健康保険証も必要です。</li> <li>● 医療費受給者証 ※受給者証（子ども医療・ひとり親家庭等医療・重度心身障がい者医療）をお持ちの方のみ。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職場の健康保険を脱退し、国民健康保険に加入するとき</li> <li>● 家族の健康保険の扶養から外れて国民健康保険に加入するとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職場の健康保険を脱退した証明書（健康保険資格喪失証明書）</li> <li>● 医療費受給者証 ※受給者証（子ども医療・ひとり親家庭等医療・重度心身障がい者医療）をお持ちの方のみ。</li> </ul>
他の市町村に転出するとき	● 国民健康保険証・限度額適用認定証、医療費受給者証など
進学のために他の市町村に転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在学証明書（証明日が令和6年4月1日以降のもの）</li> <li>● 国民健康保険証・限度額適用認定証、医療費受給者証など</li> </ul> ※学生証では受付できません。
18歳を過ぎて学生もしくは未就労で、父または母の健康保険の扶養者であるとき（ひとり親家庭等医療受給者証をお持ちの方）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在学証明書または無職証明書（証明日が令和6年4月1日以降のもの）</li> <li>● 医療費受給者証、健康保険証</li> </ul> ※学生証では受付できません。 ※申請により20歳に達する月の末日まで医療費助成を受けることができます。

問 市役所国保医療課 [内線122～125]

## 高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費とは、医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の自己負担額を軽減するための制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が下表の限度額を超えたときは、その超えた額が申請により支給されます。

ただし、医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合や、支給額が500円以下となる場合は、支給対象となりません。

### 【医療保険制度と介護保険制度の自己負担合計額の限度額】

区分	自己負担額の合計の限度額
現役並み所得者	現役Ⅲ 【課税所得690万円以上】 212万円
	現役Ⅱ 【課税所得380万円以上】 141万円
	現役Ⅰ 【課税所得145万円以上】 67万円
一般	一般Ⅱ※1 56万円
	一般Ⅰ※2 56万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ※3 31万円
	区分Ⅰ※4 19万円

※1 課税所得28万円以上の被保険者がいる世帯で、年金収入+その他の合計所得金額が

●被保険者が1人の世帯 → 200万円以上の方

●被保険者が2人以上の世帯 → 320万円以上の方

その他の合計所得金額とは、年金所得以外の所得の合計額です。

給与所得がある場合には、給与所得金額から10万円を控除します。

※2 住民税課税世帯で、一般Ⅱに該当しない方

※3 住民税非課税世帯で、区分Ⅰに該当しない方

※4 住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）または老齢福祉年金を受給している方

### ●申請方法

申請のお知らせは、対象となる世帯で後期高齢者医療保険に加入の方には、北海道後期高齢者医療広域連合から、国民健康保険に加入の方には、市から3月下旬に送付されますので、市役所国保医療課へ申請してください。

### ●支給対象期間

令和4年8月1日～令和5年7月31日までの1年間

### ○重度心身障がい者医療の助成を受けられた方へ

支給対象期間（計算期間）中に重度心身障がい者医療の助成を受けられた方の医療保険分は、市で負担しているため市が受領することになります。

対象となる方には申請のお知らせとあわせてご案内いたします。

### 【支給例】

一般Ⅰ区分の方 → 自己負担額の合計の限度額「56万円」

医療保険自己負担額	+	介護保険自己負担額	=	自己負担額の合計
15万円		45万円		60万円

自己負担額の合計	-	自己負担額の合計の限度額	=	支給額
60万円		56万円		4万円

問 市役所国保医療課医療給付係 [内線124]